

# 青森県報

第三千九百二二号

平成二十六年  
十月一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

|  |                    |   |
|--|--------------------|---|
| 特定行為業務の登録.....   | (高年齢福祉課).....      | 一 |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出.....                      | (障害福祉課).....       | 一 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定.....          | (同).....           | 二 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出..... | (同).....           | 二 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退.....     | (同).....           | 三 |
| 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....                                  | (会計管理課).....       | 三 |
| 公 告  |                    |   |
| 建設業者の許可の取消し.....   | (東青地域<br>県民局)..... | 三 |
| 右 同.....   | (上北地域<br>県民局)..... | 三 |
| 右 同.....   | (下北地域<br>県民局)..... | 四 |
| 公営企業   |                    |   |
| 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....                            | (病院情報部).....       | 四 |

## 告 示

## 示

### 青森県告示第七百四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 登録番号       | 登録年月日    | 氏名又は名称    | 住所            | 事業名称      | 所在地           | 業務開始年月日  | 備考     |
|------------|----------|-----------|---------------|-----------|---------------|----------|--------|
| 〇二〇〇一〇二〇〇一 | 平成二六・九・一 | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水懸三二の二 | さかえ派遣ヘルパー | 五所川原市大字水懸三二の二 | 平成二六・九・一 | 訪問介護   |
| 〇二〇〇一〇二〇〇二 | "        | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水懸三二の二 | さかえ派遣ヘルパー | 五所川原市大字水懸三二の二 | "        | 訪問介護   |
| 〇二〇〇一〇二〇〇三 | "        | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水懸三二の二 | さかえ派遣ヘルパー | 五所川原市大字水懸三二の二 | "        | 訪問介護   |
| 〇二〇〇一〇二〇〇四 | "        | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水懸三二の二 | さかえ派遣ヘルパー | 五所川原市大字水懸三二の二 | "        | 居宅介護   |
| 〇二〇〇一〇二〇〇五 | "        | 社会福祉法人拓心社 | 五所川原市大字水懸三二の二 | さかえ派遣ヘルパー | 五所川原市大字水懸三二の二 | "        | 重度訪問介護 |

### 青森県告示第七百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|                            |                            |                            |                          |                               |                          |                               |                               |                               |                   |                   |                            |                     |                   |                            |            |           |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|---------------------|-------------------|----------------------------|------------|-----------|
| 日本健康開<br>発株式会社             | 日本健康開<br>発株式会社             | 日本健康開<br>発株式会社             | 社会福祉法<br>人のぞみ会           | アースサポ<br>ート株式会<br>社           | アースサポ<br>ート株式会<br>社      | アースサポ<br>ート株式会<br>社           | アースサポ<br>ート株式会<br>社           | アースサポ<br>ート株式会<br>社           | 名 称               | 指定障害福祉サービ<br>ス業者  | 主たる事務所の<br>所在地             | 障害福祉<br>サービスの<br>種類 | 名 称               | 障害福祉サービ<br>ス事業所            | 所 在 地      | 廃止<br>年月日 |
| 三三三<br>弘前市大<br>字宮川一<br>七の一 | 三三三<br>弘前市大<br>字宮川一<br>七の一 | 三三三<br>弘前市大<br>字宮川一<br>七の一 | 一八八<br>保字大山<br>二二の久<br>〇 | 四町一<br>東京都<br>一丁目四<br>区本      | 四町一<br>東京都<br>一丁目四<br>区本 | 四町一<br>東京都<br>一丁目四<br>区本      | 四町一<br>東京都<br>一丁目四<br>区本      | 四町一<br>東京都<br>一丁目四<br>区本      | アースサ<br>ポート弘<br>前 | アースサ<br>ポート弘<br>前 | 弘前市大<br>字小比<br>内四丁目<br>五の一 | 同行援<br>護            | アースサ<br>ポート八<br>戸 | 八戸市大<br>字小比<br>内二丁目<br>五の一 | 三六・九<br>三〇 |           |
| 同行援<br>護                   | 重<br>度訪問<br>介<br>護         | 居<br>宅介<br>護               | 就<br>労移<br>行<br>支<br>援   | 同<br>行<br>援<br>護              | 同<br>行<br>援<br>護         | 同<br>行<br>援<br>護              | 同<br>行<br>援<br>護              | 同<br>行<br>援<br>護              | アースサ<br>ポート八<br>戸 | アースサ<br>ポート八<br>戸 | 八戸市大<br>字一丁目<br>二五の<br>一   | 同<br>行<br>援<br>護    | アースサ<br>ポート八<br>戸 | 八戸市大<br>字一丁目<br>二五の<br>一   | 〃          |           |
| ひ<br>なた松<br>原              | ひ<br>なた松<br>原              | ひ<br>なた松<br>原              | 第<br>二のぞ<br>み<br>園       | アースサ<br>ポートむ<br>つ             | アースサ<br>ポート十<br>和田       | アースサ<br>ポート八<br>戸東            | アースサ<br>ポート八<br>戸             | アースサ<br>ポート八<br>戸             | アースサ<br>ポート八<br>戸 | アースサ<br>ポート八<br>戸 | 弘前市大<br>字小比<br>内四丁目<br>五の一 | 同<br>行<br>援<br>護    | アースサ<br>ポート八<br>戸 | 八戸市大<br>字一丁目<br>二五の<br>一   | 〃          |           |
| 東三三<br>弘前市大<br>字松原一<br>二の一 | 東三三<br>弘前市大<br>字松原一<br>二の一 | 東三三<br>弘前市大<br>字松原一<br>二の一 | 保字重<br>右工門<br>窪四の<br>九   | むつ市<br>小川町<br>一丁目<br>八の三<br>六 | 十和田<br>市穂並<br>町一六<br>の四六 | 八戸市<br>湊高台<br>二丁目<br>二〇の<br>二 | 八戸市<br>湊高台<br>二丁目<br>二〇の<br>二 | 八戸市<br>湊高台<br>二丁目<br>二〇の<br>二 | 〃                 | 〃                 | 〃                          | 〃                   | 〃                 | 〃                          | 〃          |           |
| 〃                          | 〃                          | 〃                          | 〃                        | 〃                             | 〃                        | 〃                             | 〃                             | 〃                             | 〃                 | 〃                 | 〃                          | 〃                   | 〃                 | 〃                          | 〃          |           |

青森県告示第七百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|               |                   |           |
|---------------|-------------------|-----------|
| 名 称           | 所 在 地             | 指 定 年 月 日 |
| サカエ薬局田向       | 八戸市大字田向字デントウ平一〇の一 | 平成二六・九・一  |
| プリン薬局里見       | 青森市里見二丁目九の三       | 二六・九・一    |
| アイン薬局つく<br>だ店 | 青森市南佃二丁目八の四       | 二六・一〇・一   |

青森県告示第七百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|             |                 |                  |           |
|-------------|-----------------|------------------|-----------|
| 区 分         | 名 称             | 所 在 地            | 変 更 年 月 日 |
| 変<br>更<br>前 | 訪問看護・介護ステーション五福 | 八戸市大字尻内町字八百刈四六の七 | 平成二五・一〇・五 |
| 変<br>更<br>後 | 訪問看護・介護ステーション五福 | 八戸市大字田面木字赤坂二四の一  | 平成二五・一〇・五 |

青森県告示第七百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称                               | 所 在 地             | 指定辞退<br>年月日 |
|-----------------------------------|-------------------|-------------|
| 津軽保健生活協同組合<br>健生訪問看護ステーション<br>ちとせ | 黒石市ちとせ三丁目七        | 平成六・七三      |
| 津軽保健生活協同組合<br>訪問看護ステーション<br>ふじしろ  | 弘前市大字藤代二丁目二の一     | "           |
| なの花薬局浪館店                          | 青森市浪館前田二丁目四の一五    | 二六・八三       |
| 訪問看護ステーション<br>えがおはしかみ             | 三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七 | 二六・九三       |

青森県告示第七百九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第三号の表中

株式会社ゆうちよ  
銀行

東京都千代田  
区霞が関一丁目

県税、母子寡婦福祉資金貸付  
金の償還金及び放置違反金の  
収納事務

を

株式会社ゆうちよ  
銀行

東京都千代田  
区霞が関一丁目

県税、母子父子寡婦福祉資金  
貸付金の償還金及び放置違反  
金の収納事務

に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社木村建設
- 二 代表者の氏名 木村 敏明
- 三 主たる営業所の所在地 青森市合浦二丁目一九の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第一八号
- 五 取消年月日 平成二十六年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、タイル・れんが・ブロック、造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年八月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 太信塗装店

二 氏名 太田 信勝

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字七戸五九の七七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一七四五一号

五 取消年月日 平成二十六年八月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中設備工業所

二 氏名 田中 明

三 主たる営業所の所在地 むつ市柳町二丁目一〇の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五九三八号

五 取消年月日 平成二十六年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

汎用画像管理システム機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院医療情報部

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年九月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社青森営業所

六 契約金額

五百二十五万五千二百八十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年八月八日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭